じん芥処理

チリもつもれば・ハエとなり

待たれる!! 処理場の完備!!

☆ 雨の多い季節となって、不満をつのらせているところが市内にあります。

☆ それは悪臭とハエの異常発生源はそばにひかえた浜改田、浜田部落におけるあきらめにも似た不満の声でした。しかもこれは市財政の貧困さにより、かもし出されたものであるともいえそうです。

☆ 浜田部落の西はずれ、県道仁井田―赤岡線の北側、十市、車沢放水路に沿った市有地に、市内の集落地で生産される不用品やチリ、アクタ類の集積場がつくられたのは三年ほど前のことですがむこう二十年間は十分チリ捨て場として使用できるとみられており まだ数年間は活用されます。

ここにはビンや空かんなどの不用品はもとより、家庭でできるチリ、台所の汚物、野菜くずなど、あらゆるくずものが捨てられ、これら集積物の腐敗する悪臭と、生存権を謳歌し群生するハエの飛来に悩まされているのが、浜田部落民にとって大きな痛恨事となっています。

このため市は一週間に二回ほど薬剤の散布を実施し、ハエの駆除を行なっているものの完全に撲滅することはできません。しかも一番効果のあがる焼却処分も、ポリやビニールなどから発生する有毒ガスにより、農作物を枯死させる懸念など、その影響の大きいことから焼くことはできずまた、覆土してゆくこともまだまだ利用しなければならないチリ捨て場とあって、おいそれと埋め立てることはもとより不可能なことです、いまは、ただ、殺虫剤を散布する以外に打つ手のないのが現状とあって付近の家庭では毎日飛来してくるハエとの戦いがつづけられています、しかし発生源での撲滅ができない限りその悩みから開放されることがないため、市や地区民になにかよい苦肉の策はないかと、思案をしています。

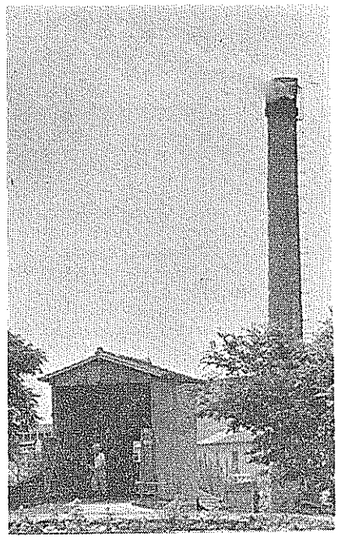

写真は……ちいちゃな焼却場もフル運転で

もとよりそのようなものをなくすることが一番よい方法ですが、どこかの地区が犠牲にならなければとなかばあきらめているのが浜田部落の人たちです。

たばこは市内で買いましょう

じん芥よ!! お前へはどこへ

じん芥処理

これはどうなる

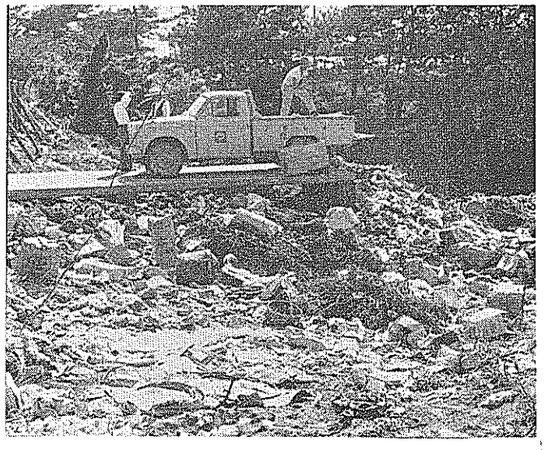

写真は……
不評を買っている東沢のチリ捨て場

後手の市政を 先手の市政に

ところで現在活動していますじん芥焼却場は、旧村当時、後免町とその周辺の地域を対象としてつくられたもので、その規模も小さく、わずか一日、二トン程度の処理能力しかありません。このように限られた地域を対象とした施設に対し、合併後、じん芥の集収を望むところがしだいに増加し、しかも清掃特別地区の指定を受けている現在いまではほとんどの集落地のじん芥は、集収の対象となっています。

そのためじん芥の集収量は倍増するところとなり、いまの焼却場ではとうてい完全に処理することはできなくなり、これが応急措置として東沢にチリ捨て場が設けられたものです。

しかも、現在の焼却場は市街地に近く、環境的にも不適当な場所であることから、合併後、他へ新設、撤去すべきものとして、これまで焼却場の新設について研究が進められたことはたびたびありましたが、その都度、実現することもなく立ち消えの経過をたどってきました。

しかし、現時点においては、これまでのようにいたずらに時をかせぐ消極的な姿勢では許されない時勢になっており、市当局は、従来から大きな課題として懸案となってきています。し尿処理場とともに早急な解決を計らなければならない施設として、建設計画が考えられているようで、その第一歩として、とりあえず建設用地を本年度に確保することに決め、用地購入費が当初予算に計上され、現在、建設用地の物色と交渉がすすめられています。

本年度に まず、用地確保

高知市の衛星都市としての町づくりを目指す、都市計画は、もとより必要なものです、しかし、市民が日常生活するうえにおいて欠くことのできないし尿やじん芥の処理対策が完全でないことは、都市発展のうえに大きな障害をなげかけているといえます。

人口の増加を計り、市の発展を願うためには、市民の日常生活に支障をおこさないことが、人集めには欠ぐことのできない要件といえます。万年に悔いを残さないようはやくじん芥やし尿の処理問題の解決をはかり、チリ捨て場周辺の人たちの悩みをなくし、はえのない町づくりができるようにしてあげてほしいものです。

ひとりじん芥問題のことのみでなく、合併以来つきまとう財政の貧困さからか、後手、後手と回る市行政に対して市民はいささかとまどいを感じており、先手に進む市政のくる日を待ちのぞんでいます。

部落（町内）単位で集積場所を定め、ビニール袋などに入れて荷作りしたものを集め、前日までに衛生係へ連絡してください。

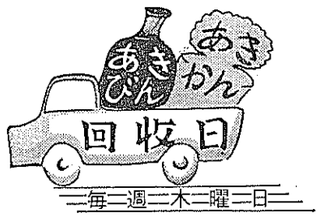

第1週　稲生・三和・大篠・後免・宇田・立田
第2週　前浜・日章・岩
第3週　長岡・野田
第4週　国府・岡豊・久礼田

家庭・人間関係
土地・相続・金銭
などの
悩みごとは!!

相談日　毎週　月・水・金曜日
特別相談日
◎毎月第4月曜日（午前9時～正午）―戸梶弁護士
◎毎月第1水曜日（婦人相談）―横田指導員
相談員　八井田茂実・松下　仁・豊永茂春
清水易嘉・近森静子

南国市心配ごと相談所